

令和8年3月25日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会
委員長 山本治兵衛

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

市議委第1号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように制定する
ものとする。

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)
の一部を次のように改正する。

第5条中「1等に相当する」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、議員は、同条例第1条の2第1号に掲げる職員とみなして、
旅費の額を計算するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

舞鶴市旅費条例の一部改正に伴い、より適正な旅費の支給を図るための改正を
行いたいので提案する。